

議案第19号

三田市危機管理基本条例の一部を改正する条例の制定について

三田市危機管理基本条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年2月19日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市危機管理基本条例の一部を改正する条例

三田市危機管理基本条例（平成27年三田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「武力攻撃事態等」の次に「及び存立危機事態」を加え、「第25条第1項」を「第22条第1項」に改める。

付 則

この条例は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）の施行の日（当該日がこの条例の公布の日の前であるときは、公布の日）から施行する。